

平成 1 1 年度個人情報保護法 施行状況調査結果報告書

平成 12 年 12 月

総務庁行政管理局

目 次

調査目的	1
対象機関	1
個人情報ファイルの保有状況	2
個人情報の安全・正確性の確保措置状況	2
個人情報ファイル簿の配備状況	3
個人情報の利用・提供状況	3
開示請求等の状況	4
資料編	
資料 1 行政機関別公示対象個人情報ファイル数	7
資料 2 公示対象個人情報ファイル一覧	8
資料 3 個人情報ファイル簿閲覧所一覧	12
資料 4 個人情報ファイル簿の写しの配備状況	13
資料 5 開示請求書の記載事項として個別に官報公示された 符号又は記述	15
資料 6 開示請求手数料を印紙によって納付することが適当 でない個人情報ファイル	16
資料 7 権限又は事務の委任の状況	17
資料 8 ファイル保有目的外の利用・提供の状況	18
資料 9 個人情報ファイル別開示請求の状況	20
資料 10 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報 の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 95 号）	21
資料 11 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報 の保護に関する法律施行令（平成元年政令第 260 号）	27

調査目的

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律（昭和63年法律第95号。以下「法」という。）の施行状況を把握し、法の適正な運用等に資する。

対象機関

法第2条第1号及び行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律施行令（平成元年政令第260号。以下、「令」という。）第1条に規定する次の49行政機関。

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関

府・省	委員会	庁
総理府		宮内庁
		総務庁
		北海道開発庁
		防衛庁
		経済企画庁
		科学技術庁
		環境庁
		沖縄開発庁
		国土庁
		金融庁
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会	防衛施設庁
		公安調査庁
外務省		
大蔵省		国税庁
文部省		文化庁
厚生省		社会保険庁
農林水産省		食糧庁
		林野庁
		水産庁
通商産業省		資源エネルギー庁
		特許庁
運輸省	船員労働委員会	中小企業庁
		海上保安庁
		海難審判庁
		気象庁
郵政省		
労働省	中央労働委員会	
建設省		
自治省		消防庁

法律の規定に基づき内閣の管轄の下に置かれる機関：人事院

国家行政組織法第8条の3の特別の機関のうち政令で定めるもの：警察庁、検察庁

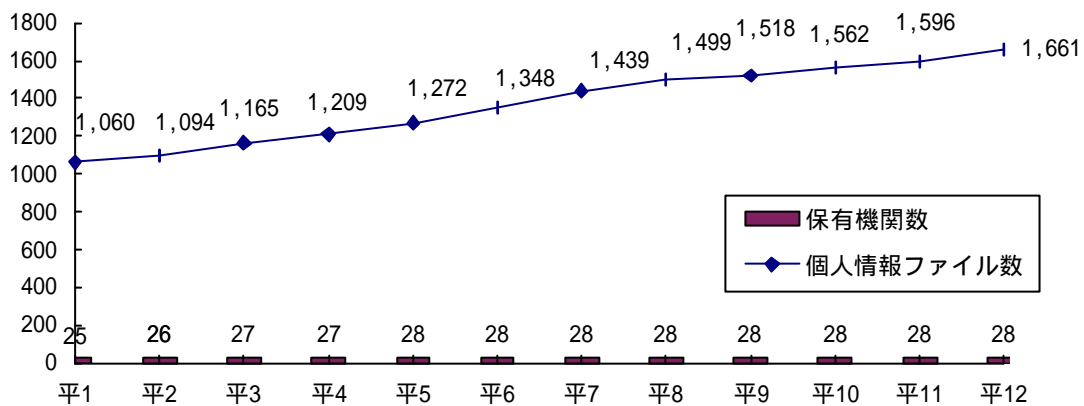
個人情報ファイルの保有状況

法第4条の規定に基づき、41機関が個人情報ファイルを保有。

うち、法第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、総務庁に通知され、官報に公示されている個人情報ファイル（以下「公示対象個人情報ファイル」という。）については、28機関が保有。

公示対象個人情報ファイル数は、平成12年10月1日現在、1,661ファイル。

図1 公示対象個人情報ファイル数及び保有機関数の推移

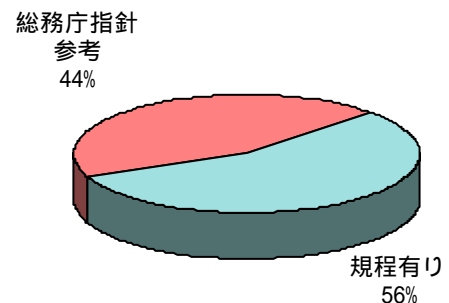


個人情報の安全・正確性の確保措置状況

平成11年度末現在、個人情報ファイルを保有する41機関のうち、図2のとおり、23機関（56%）において、個人情報の安全・正確性の確保に関する規程を策定。

残る18機関においては、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の安全・正確性確保の措置に関する指針」等を参考にした運用を行うことにより、安全・正確性を確保。

図2 安全・正確性確保規程の策定状況



個人情報ファイル簿の配備状況

個人情報ファイル簿閲覧所の状況

公示対象個人情報ファイルを保有する28行

政機関が令第7条第6項の規定に基づき、閲覧所を設置し、個人情報ファイル簿を一般国民に供覧。

個人情報ファイル簿の写しの配備状況

16 行政機関において、令第7条第7項の規定の趣旨に基づき、個人情報ファイル簿の写しの全部又は一部を出先機関等 2,016 箇所に配備し、一般国民に供覧。

個人情報の利用・提供状況

平成 11 年度においては、表 1 のとおり、法第 9 条第 2 項の規定に基づき、9 保有機関において、ファイル保有目的以外の目的のために利用・提供。

表 1 法第 9 条第 2 項の規定に基づく利用・提供の状況

行政機関名	個人情報ファイルの名称	利用・提供先等
総務庁	恩給等受給者データベース	平和祈念事業特別基金(4号)
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	大蔵省(税関)(3号)
	外国人登録記録マスタファイル	大蔵省(税関)(3号)
	日本人出帰国記録マスタファイル	大蔵省(税関)(3号)
外務省	旅券管理マスタファイル	外務省(3号)
		外務大臣官房領事移住部邦人保護課(2号)
国税庁	納税地等必須情報ファイル	同邦人特別対策室(2号)
	納税地等従属情報ファイル	法務省入国管理局(3号)
	所得税確定納税額ファイル	地方公共団体(3号)
	所得税納税者原簿管理ファイル	地方公共団体(3号)
	漢字ファイル	地方公共団体(3号)
	課税実績情報ファイル	地方公共団体(3号)
	源泉徴収義務者ファイル	人事院(3号)
文部省	学籍管理ファイル(国立大学)	学内(2号)
	教務ファイル(国立大学)	学内(2号)
	入学試験ファイル(国立大学)	学内(2号)
	患者登録ファイル(国立大学)	学内(2号)
厚生省	援護年金個人データファイル	国民生活金融公庫(1号)
	援護年金受給者データファイル	沖縄振興開発金融公庫(1号)
		国民生活金融公庫(1号)
社会保険庁	援護年金支払データファイル	沖縄振興開発金融公庫(1号)
		国民生活金融公庫(1号)
	国民年金現存被保険者ファイル	国民年金基金連合会(4号)
		年金福祉事業団(3号)
	厚生年金保険喪失被保険者ファイル	国民年金基金連合会(4号)
		年金福祉事業団(3号)
	船員保険被保険者ファイル	厚生年金基金連合会(4号)
		年金福祉事業団(3号)
	年金受給権者ファイル	年金福祉事業団(3号)
		厚生年金基金連合会(4号)
介護保険情報ファイル	地方公務員共済組合連合会(4号)	
	二輪自動車検査ファイル	(財)自動車検査登録協会(4号)
運輸省	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	労働福祉事業団(3号)
労働省		(財)労災ケアセンター(4号)
		(財)労災年金福祉協会(4号)

行政機関名	個人情報ファイルの名称	利用・提供先等
	雇用保険支給台帳	厚生省（社会保険庁）（3号）
	高年齢雇用継続給付台帳	厚生省（社会保険庁）（3号）

注）「利用・提供先等」欄（ ）内の「1号」は法第9条第2項第1号（本人の同意等）、「2号」は同第2号（内部利用）、「3号」は同第3号（行政機関等への提供）、「4号」は同第4号（統計、学術研究目的等）を示す。

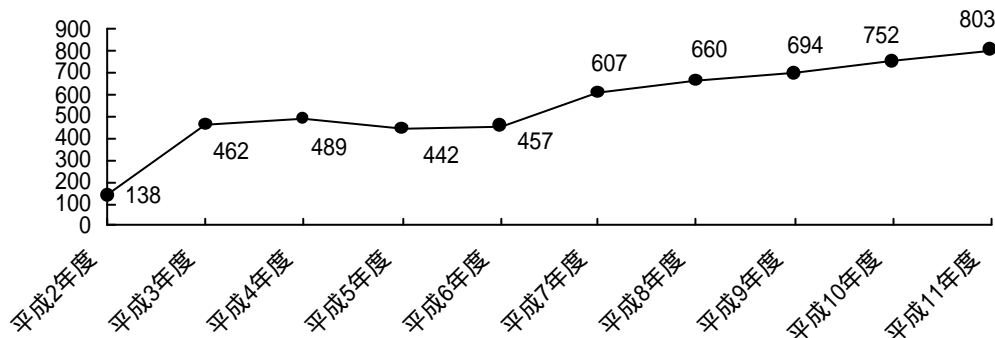
開示請求等の状況

平成11年度においては、表2のとおり、3保有機関4ファイルについて803件の開示請求があり、すべて開示。

表2 開示請求等の状況（平成11年度）

行政機関名	個人情報ファイルの名称	開示請求 件数	開示件数 (全部開示)	訂正等申出 件数
警察庁	運転者管理ファイル	1	1	0
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	499	499	0
	外国人出入国記録マスタファイル	300	300	0
司法試験管理委員会	司法試験第二次試験ファイル	3	3	0
計		803	803	0

図3 開示請求件数の推移



（注）平成2年度については、平成2年10月1日から平成3年3月31日までの開示請求件数である

資 料 編

平成12年10月1日現在

保有機関の名称	ファイル数	法適用関係			
		全項目開 示請求対 象	一部項目 他法開示	全項目他 法開示	開示請求 対象外
総理府	7	7			
公正取引委員会	1	1			
警察庁	9	3	6		
総務庁	3	2	1		
北海道開発庁	3	1	2		
防衛庁	9	2			7
科学技術庁	4	3			1
環境庁	2	2			
法務省	431	3	2	426	
司法試験管理委員会	1	1			
外務省	6	5	1		
大蔵省	2				2
国税庁	47	29	12	6	
文部省	644	264			380
厚生省	156	5	4		147
社会保険庁	11			10	1
農林水産省	7	6	1		
食糧庁	247	247			
林野庁	1	1			
水産庁	2	2			
通商産業省	14	3		11	
特許庁	3			3	
運輸省	7		5	1	1
海上保安庁	1	1			
気象庁	1	1			
郵政省	13	1	2	10	
労働省	12	1	4	7	
建設省	17	9	3	5	
合計	1,661	600	43	479	539
構成比(%)	100	36.1	2.6	28.8	32.5

資料2

公示対象個人情報ファイル一覧

平成12年10月1日現在

保有機関名	ファイル数	全項目開示請求対象	一部項目他法令による開示	全項目他法令による開示	開示請求の対象外
総理府	7	春秋叙勲受章者ファイル 春秋の褒章受章者ファイル 紺綬褒章受章者ファイル 高齢者叙勲受章者ファイル 女性人材データベースシステム 閲覧利用者ファイル インターネット博覧会行事テーマ公募管理ファイル			
公正取引委員会	1	図書文献情報ファイル			
警察庁	9	家出人ファイル 風俗営業等行政処分ファイル 二輪車防犯登録ファイル	警備業資格者等ファイル 選任警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者ファイル 猟銃・空気銃管理ファイル 運転者管理ファイル 古物商及び古物市場主管理ファイル 質屋管理ファイル		
総務庁	3	行政相談委員ファイル 局所相談ファイル	恩給等受給者データベース		
北海道開発庁	3	研究論文データベース	道路占用許可マスタファイル 河川占用許可マスタファイル		
防衛庁	9	図書目録データベース[2]			医事データベース 診療データベース 患者別病名マスタファイル 医事データベース 患者別病名ファイル 臨床検査データファイル 投薬データファイル カルテファイル
科学技術庁	4	研究者研究課題情報ファイル 放射線疫学調査ファイル 所蔵図書目録データベース			
環境庁	2	図書目録データファイル(NIES-BOOK) 水銀関連文献データファイル			
法務省	431	法律文献情報データファイル 図書目録データファイル 図書館利用者データファイル	日本人出国記録マスタファイル 外国人出入国記録マスタファイル	外国人登録記録マスタファイル 不動産登記法第151条ノ2第1項の登記簿[325] 商業登記法第113条の2第1項の商号登記簿[24] 商業登記法第113条の2第1項の未成年者登記簿[24] 商業登記法第113条の2第1項の後見人登記簿[24] 商業登記法第113条の2第1項の支配人登記簿[24] 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第2条第1項の債権譲渡登記ファイル 後見登記等に関する法律第4条の後見登記等ファイル 後見登記等に関する法律第9条の閉鎖登記ファイル	
司法試験管理委員会	1	司法試験第二次試験ファイル			
外務省	6	各国・地域関係及び主要国際機関幹部名簿 在日外国公館構成員ファイル 在日外交官用自動車登録ファイル 外国勲章受章者名簿 外国人叙勲名簿	旅券管理マスタファイル		
大蔵省	2				患者データベース[2]
国税庁	47	所得税納税者原簿管理ファイル 贈与特例情報ファイル 漢字ファイル 源泉徴収義務者ファイル 債権管理あて名ファイル 未到来債権管理ファイル 相続税及び贈与税の納税猶予対象者ファイル[2] 相続税及び贈与税の納税猶予対象特例農地等ファイル[2]	税理士名簿ファイル 所得税確定納税額ファイル 消費税ファイル 債権管理ファイル 課税実績情報ファイル 課税実績公的年金情報ファイル 還付管理ファイル 地価申告情報ファイル	税理士試験一部科目合格者名簿ファイル 課税実績加算税情報ファイル 消費税加算税実績ファイル 地価加算税情報ファイル 免許者ファイル 免許実績ファイル	

保有機関名	ファイル数	全項目開示請求対象	一部項目他法令による開示	全項目他法令による開示	開示請求の対象外
		納税地等従属情報ファイル 納税地等必須情報ファイル 納税地等個別情報ファイル 申請書等事績管理ファイル 課税事績みなし法人情報ファイル 決算書等損益情報(一般)ファイル 決算書等損益情報(農業)ファイル 決算書等損益情報(不動産)ファイル 決算書等損益情報(現金主義)ファイル 消費税届出履歴ファイル 消費税申告・決議事績ファイル 消費税中間申告事績ファイル 不服申立事案簡易処理ファイル 販売数量ファイル 自動販売機ファイル 申告承認事績ファイル 個人格あて名情報ファイル 徴収内部事務システム 徴収システム(滞納総括情報・滞納口座情報)	不服申立事案管理システム(ファイル) 相続税申告情報 贈与税申告情報ファイル 特整内部事務システム		
文部省	644	国費外国人留学生ファイル 授業料ファイル[74] 授業料代行納付ファイル 学籍管理ファイル[9] 学籍基本情報ファイル 学生マスターファイル[2] 学生基本ファイル 非正規生ファイル 卒業生ファイル[2] 卒業基本ファイル 進路ファイル 就職情報データベース 奨学金ファイル 奨学生ファイル 授業料免除ファイル[4] 学生教育研究災害傷害保険加入者ファイル 車両ファイル 厚生補導ファイル 北海道大学研究者データベース 研究者情報ファイル 図書館利用者ファイル[82] 教育研究所・資料センター刊行論文(CENTER) 教育学系博士・修士学位論文題目(JEDI) 教育ソフトウェア情報(EDUSOFT) 教育工学関係文献(EDTECH) 教育学・心理学・体育学・大学研究紀要関係文献(EDMARS) 教科教育関係文献(KYOKA) 小学校国語教科書情報(BKTEXT) 小学校国語教科書掲載作品情報(BKWORK) 貝塚遺跡文献(ARBIBI) 特殊教育実践研究課題データベース(SPEDPT) 所蔵和・洋図書目録データベース(MOKUROKU) 特殊教育関係文献目録データベース(SPEDLT) 図書データベース 和雑誌記事データベース 新聞記事インデックスデータベース 女性学データベース 学習事例データベース 学位論文データベース 学籍情報ファイル 研究者ディレクトリ 利用者管理ファイル 電子図書館利用者管理システム 学術雑誌目次速報データベース 目録所在情報データベース[11] 科学研究費補助金研究成果概要データベース 学位論文索引データベース			大学入学資格検定願者ファイル 教務ファイル[79] 学籍・成績管理ファイル 学籍管理ファイル[2] 履修成績データ 履修・成績ファイル 成績管理ファイル[24] 成績累積ファイル 奨学生申請書ファイル 奨学金ファイル 授業料免除ファイル[11] 健康診断ファイル[17] 放射線取扱者ファイル[2] 入学試験ファイル[92] 入学選抜方法研究ファイル[26] 患者登録ファイル[53] 給食管理ファイル[13] カルテ管理ファイル[2] 病歴ファイル[7] 放射線フィルム所在ファイル[2] カルテ所在ファイル[3] 検査ファイル[15] 手術ファイル 患者情報ファイル 診療支援情報ファイル 患者病名ファイル 放射線診療ファイル[3] 患者手術ファイル 検査・薬剤依頼ファイル 検査結果ファイル 患者診療データベース 入院・外来マスタファイル 心電図ファイル 投薬データベース 注射データベース 手術データベース 検査データベース 放射線診療データベース リハビリ実施データベース 看護指示データベース 診療行為統計ファイル 原爆被災診療データベース 矯正歯科頭部X線写真データベース 看護ファイル 大学入試センター試験志願者ファイル

保有機関名	ファイル数	全項目開示請求対象	一部項目他法令による開示	全項目他法令による開示	開示請求の対象外
		学会発表データベース 学術論文データベース第一系(電子) 学術論文データベース第二系(化学) 学術論文データベース第五系(理学) 経済学文献索引データベース 民間助成研究成果概要データベース 臨床症例データベース 引用文献索引データベース 科学研究費補助金採択課題データベース 学術関係会議等開催情報(日本学会会議編) 数学文献データベース 工学文献・会議録論文データベース 経営学文献データベース 科学技術会議録・図書文献データベース 科学技術会議録文献データベース 生物医学文献データベース 自然科学文献データベース 社会科学文献データベース 人文科学文献データベース 民間助成決定課題データベース 家政学文献索引データベース 分子生物学レビュー文献データベース 化学センサーデータベース 学協会集会スケジュール(日本工学会編) 日本独文学会文献情報データベース スラブ地域研究文献データベース 文化財科学文献データベース 化学と教育誌データベース 現代邦楽作品データベース 日本建築学会文献索引データベース 日本の医学会会議録データベース 北海道大学北方資料総合目録データベース 中東・イスラーム研究文献索引データベース 中央アジア研究文献索引データベース アジア歴史研究者ディレクトリ 印度学・仏教学研究ディレクトリ 教科教育実践学関係資料(国語科)データベース 社会学文献情報データベース 地理学文献データベース 日本アメリカ研究文献情報データベース			
厚生省	156	中国帰国孤児等照会マスタファイル 中国残留日本人孤児マスタファイル 毒物劇物営業者登録ファイル 医薬品・部外品・化粧品業者ファイル 厚生科学研究成果データベース	援護年金個人データファイル 援護年金審査データファイル 援護年金受給者データファイル 援護年金支払データファイル		診療報酬明細書ファイル[119] 腎移植希望者登録ファイル 患者マスタファイル 全国がん登録胃がんファイル 全国がん登録悪性リンパ腫ファイル 全国がん登録子宮頸がんファイル 全国がん登録子宮体がんファイル 全国がん登録卵巣がんファイル 全国がん登録乳がんファイル 全国がん登録食道がんファイル 全国がん登録甲状腺悪性腫瘍がんファイル 全国がん登録肺がんファイル 全国がん登録悪性骨腫瘍がんファイル 全国がん登録良性骨腫瘍がんファイル 全国がん登録膀胱がんファイル 全国がん登録脳腫瘍がんファイル 全国がん登録造血器がん骨腫瘍ファイル 全国がん登録造血器がん悪性リンパ腫ファイル 全国がん登録造血器がん白血病ファイル 生化学検査ファイル 血液検査ファイル

保有機関名	ファイル数	全項目開示請求対象	一部項目他法令による開示	全項目他法令による開示	開示請求の対象外
					患者基本情報ファイル[2] 退院患者統計データファイル 追跡調査データファイル 登録者情報ファイル 入院基本ファイル 検査結果ファイル 看護ファイル
社会保険庁	11			基礎年金番号管理ファイル 共済組合員情報ファイル 共済受給権者情報ファイル 国民年金現存被保険者ファイル 国民年金喪失被保険者ファイル 厚生年金保険喪失被保険者ファイル 船員保険被保険者ファイル 年金受給権者ファイル 雇用情報ファイル 介護保険情報ファイル	健康保険・厚生年金保険現存被保険者ファイル
農林水産省	7	農林水産試験研究課題ファイル(RECRAS-II) 日本農学文献記事索引ファイル(JASI) 世界農学文献索引ファイル(AGRIS) 世界水産文献索引ファイル(ASFA) 世界農学文献索引ファイル(CAB) 世界生命科学文献索引ファイル(BIOSIS)	品種登録ファイル		
食糧庁	247	生産者マスタファイル[247]			
林野庁	1	林業・林産関係国内文献分類目録			
水産庁	2	入試事務処理ファイル 学籍簿管理ファイル			
通商産業省	14	石油製品販売業者ファイル[3]		工業技術院研究項目データベース(ITEM) 工業技術院研究成果データベース(PUBL) 工業技術院工業所有権データベース(TITL) 鉱業権登録ファイル[8]	
特許庁	3			工業所有権出願業務用ファイル 工業所有権登録ファイル 工業所有権審判業務用ファイル	
運輸省	7		自動車登録ファイル 二輪自動車検査ファイル 海技従事者免許原簿 航空従事者ファイル 締約国資格受有者承認原簿	航空身体検査ファイル	自動車損害賠償保障事業システムファイル
海上保安庁	1	船舶明細情報ファイル			
気象庁	1	技術文献情報ファイル			
郵政省	13	郵政事業消費者情報ファイル	アマチュア無線局ファイル パーソナル無線ファイル	通常貯金原簿ファイル 積立貯金原簿ファイル 定期貯金原簿ファイル 郵便振替口座ファイル 国債等の原簿ファイル 簡易保険契約原簿ファイル 工事担任者ファイル 電気通信主任技術者ファイル 無線従事者ファイル	
労働省	12	特定求職者雇用開発助成金支給ファイル	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル 労働安全衛生法による新免許台帳 雇用保険被保険者ファイル 労働者災害補償保険被災者一元管理台帳	労働安全衛生法による旧免許台帳 雇用保険支給台帳 高齢雇用継続給付台帳 育児休業給付台帳 教育訓練給付台帳 介護休業給付台帳 技能講習修了証明書統合発行台帳	
建設省	17	建設技術文献ファイル[8] 文献検索ファイル	建設業許可情報ファイル 一級建築士登録マスタファイル 測量士・測量士補登録者マスタファイル	道路占用許可ファイル[4] 宅地建物取引業者免許情報ファイル	
合計	1,661	600	43	479	539

個人情報ファイル簿閲覧所一覧

平成12年12月現在

行政機関名	閲覧所の場所	所在地
総理府	内閣総理大臣官房総務課内(文書閲覧窓口)	千代田区永田町 1-6-1
公正取引委員会	事務総局官房総務課内	千代田区霞が関 1-1-1
警察庁	情報通信局情報管理課内	千代田区霞が関 2-1-1
総務庁	長官官房企画課内	千代田区霞が関 3-1-1
北海道開発庁	北海道開発局長官房総務課内	札幌市北区北8条西2丁目
防衛庁	長官官房広報課内	新宿区市谷本村町 5-1
科学技術庁	長官官房総務課内	千代田区霞が関 2-2-1
環境庁	長官官房総務課環境情報システム室内	千代田区霞が関 1-2-2
法務省	大臣官房秘書課広報室内	千代田区霞が関 1-1-1
司法試験管理委員会	司法試験管理委員会	千代田区霞が関 1-1-1 法務省内
外務省	大臣官房総務課文書閲覧窓口係(105号室)	千代田区霞が関 2-2-1
大蔵省	大臣官房総合政策課内(保存文書閲覧窓口)	千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房広報課内	千代田区霞が関 3-1-1
文部省	大臣官房総務課審議班内	千代田区霞が関 3-2-2
厚生省	大臣官房総務課行政相談室内	千代田区霞が関 1-2-2
社会保険庁	社会保険業務センター-中央年金相談室内	杉並区高井戸西 3-5-24
農林水産省	経済局統計情報部情報システム課内	千代田区霞が関 1-2-1
食糧庁	計画流通部計画課内	千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	指導部研究普及課内	千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	水産大学校学生部教務課内	下関市吉見永田本町 1944
通商産業省	大臣官房情報システム課内	千代田区霞が関 1-3-1
特許庁	通商産業大臣官房情報システム課内	千代田区霞が関 1-3-1
運輸省	大臣官房文書課内	千代田区霞が関 2-1-3
海上保安庁	総務部政務課内	千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課図書資料管理室内	千代田区大手町 1-3-4
郵政省	大臣官房財務部情報システム課内	千代田区霞が関 1-3-2
労働省	大臣官房政策調査部管理課内	千代田区霞が関 1-2-2
建設省	大臣官房文書課広報室内	千代田区霞が関 2-1-3

行政機関名	組織名	組織数	ファイルの名称等
総理府	大臣官房男女共同参画室	1	女性人材データベース
総務庁	行政監察局行政相談課	1	行政相談委員ファイル、局所相談ファイル
	恩給局総務課恩給相談官(室)	1	恩給等受給者データベース
防衛庁	防衛研究所図書館	1	図書目録データベース
	防衛大学校	1	図書目録データベース
法務省	大臣官房司法法制調査部調査統計課	1	法律文献データファイル、図書目録データファイル、図書館利用者データファイル
	入国管理局登録課	1	外国人出入国記録マスタファイル、日本人出帰国記録マスタファイル
	地方入国管理局、支局、出張所	94	外国人出入国記録マスタファイル、日本人出帰国記録マスタファイル
大蔵省	印刷局東京病院	1	患者データベース
	印刷局小田原病院	1	患者データベース
国税庁	税務署	524	国税庁の保有する全ファイル(47)
文部省	国立大学等	116	使用する個人情報ファイル(1~)
	国立情報学研究所	1	使用する個人情報ファイル(57)
	大学入試センター	1	大学入試センター試験志願者ファイル
	国立教育研究所	1	使用する個人情報ファイル(9)
	国立特殊教育研究所	1	特殊教育実践研究課題データベース(SPEDPT)、所蔵和・洋図書目録データベース(MOKUROKU)、特殊教育関係文献目録データベース(SPEDLT)
	国立婦人教育会館	1	図書データベース、和雑誌記事データベース、新聞記事インデックスデータベース、女性学データベース、学習事例データベース
厚生省	国立がんセンター運営部調査課	1	患者マスタファイル、全国がん登録関係ファイル(16)、生化学検査ファイル、血液検査ファイル
	国立循環器病センター運営部医事課	1	患者基本情報ファイル、退院患者統計データファイル、追跡調査データファイル
	国立循環器病センター集団検診部	1	登録者情報ファイル
	国立佐倉病院庶務課	1	腎移植希望者登録ファイル
	国立病院・療養所	118	診療報酬明細書ファイル
社会保険庁	運営部企画課	1	国民年金現存被保険者ファイル、国民年金喪失被保険者ファイル、健康保険・厚生年金保険現存被保険者ファイル、厚生年金保険喪失被保険者ファイル、船員保険被保険者ファイル、年金受給権者ファイル、基礎年金番号管理ファイル、共済組合員情報ファイル、共済受給権者情報ファイル、雇用情報ファイル、介護保険情報ファイル
農林水産省	農林水産技術会議事務局筑波事務所	1	農林水産試験研究課題ファイル(RECRAS-)、日本農学文献記事索引ファイル(JASI)、世界水産文献索引ファイル(ASFA)、世界農学文献索引ファイル(AGRIS)、世界農学文献索引ファイル(CAB)、世界生命科学文献索引ファイル
食糧庁	食糧事務所・支所	247	生産者マスタファイル
林野庁	研究普及課	1	林業・林産関係国内文献情報データベース(FOLIS)
運輸省	自動車交通局技術安全部管理課	1	自動車登録ファイル、二輪自動車検査ファイル
郵政省	地方電気通信監理局	10	アマチュア無線局ファイル、パーソナル無線ファイル
	沖縄郵政管理事務所	1	アマチュア無線局ファイル、パーソナル無線ファイル
労働省	都道府県労働局	47	労働安全衛生法による旧免許台帳、労働安全衛生法による新免許台帳
	労働基準監督署	343	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル、労働者災害補償保険被災者一元管理台帳
	公共職業安定所	478	雇用保険被保険者ファイル、雇用保険支給台帳、育児休業給付台帳、高年齢雇用継続給付台帳、教育訓練給付台帳
建設省	建設経済局建設業課	1	建設業許可情報ファイル
	建設経済局不動産業課	1	宅地建物取引業者免許情報ファイル

行政機関名	組織名	組織数	ファイルの名称等
	住宅局建築指導課	1	一級建築士登録マスタファイル
	国土地理院総務部総務課	1	測量士・測量士補登録者マスタファイル
	東北地方建設局東北技術事務所技術情報課	1	建設技術文献ファイル
	関東地方建設局道路部路政課	1	道路占用許可ファイル
	関東地方建設局企画部電算情報課	1	建設技術文献ファイル
	北陸地方建設局道路部路政課	1	道路占用許可ファイル
	北陸地方建設局北陸技術事務所技術情報課	1	建設技術文献ファイル
	中部地方建設局中部技術事務所技術情報課	1	建設技術文献ファイル
	近畿地方建設局近畿技術事務所技術情報課	1	建設技術文献ファイル
	中国地方建設局道路部路政課	1	道路占用許可ファイル
	中国地方建設局中国技術事務所技術情報課	1	建設技術文献ファイル、文献検索ファイル
	四国地方建設局四国技術事務所技術情報課	1	建設技術文献ファイル
	九州地方建設局道路部路政課	1	道路占用許可ファイル
	九州地方建設局九州技術事務所技術情報課	1	建設技術文献ファイル
	計	2,016	

資料 5

開示請求書の記載事項として個別に官報公示された符号又は記述

平成12年12月現在

保有機関名	個人情報ファイル名等	開示請求書に記載する符号又は記述
警察庁	家出人ファイル 猟銃・空気銃管理ファイル 風俗営業等行政処分ファイル	処理情報の本人の住所（法定代理人が開示請求を行う場合に限る。）
	警備業資格者等ファイル	処理情報の本人に交付されているすべての資格者証、講習修了証明書又は検定合格証の名称、交付公安委員会の名称及び交付番号
	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル	処理情報の本人に交付されているすべての資格者証の名称、交付公安委員会の名称及び交付番号
	運転者管理ファイル	処理情報の本人に交付されている運転免許証の番号 処理情報の本人の住所（法定代理人が開示請求を行う場合に限る。）
	古物商及び古物市場主管理ファイル	許可証の種類及び番号
	質屋管理ファイル	許可証の番号
	二輪車防犯登録ファイル	防犯登録番号
総務庁	恩給等受給者データベース	恩給証書又は互助年金証書の記号番号
国税庁	所得税納税者原簿管理ファイル 所得税確定納税額ファイル 漢字ファイル 源泉徴収義務者ファイル 相続税及び贈与税の納税猶予対象者ファイル{2} 相続税及び贈与税の納税猶予対象特例農地等ファイル{2} 消費税ファイル 債権管理ファイル 債権管理あて名ファイル 未到来債権管理ファイル	処理情報の本人の納税地
	税理士名簿ファイル	処理情報の本人の事務所所在地
農林水産省	品種登録ファイル	種苗法第1条の2第1項に規定する農林水産植物の種類、品種の名称
海上保安庁	船舶明細情報ファイル	呼出符号及び船名又は船舶番号及び船名
建設省	一級建築士登録マスタファイル	一級建築士免許証の登録番号

資料 6

開示請求手数料を印紙によって納付することが適当でない個人情報ファイル
 (開示請求手数料を現金で納付する個人情報ファイル)

平成 12 年 12 月現在

保有機関名	ファイル名等
文部省	国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第2条第1項に規定する国立学校において開示請求を受理することとされている個人情報ファイル
食糧庁	生産者マスタファイル
労働省	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル 労働者災害補償保険被災者一元管理台帳 雇用保険被保険者ファイル 特定求職者雇用開発助成金支給ファイル
建設省	道路整備特別会計法(昭和33年法律第35号)第1条の規定により設置された特別会計又は治水特別会計法(昭和35年法律第40号)第1条の規定により設置された特別会計において経理する費用により整備された個人情報ファイル

資料 7

権限又は事務の委任の状況

平成12年12月現在

は 事務 保有機関名	利用・提供関係		開示・訂正関係			
	処理情報の 利用・提供 (法第9条 第2項)	受領者への 措置要求(法 第10条第 1項)	処理情報の 開示(法第 13条)	処理情報の 不開示(法 第14条)	開示等の 延期(法第 15条第 2項)	処理情報の 訂正等(法 第17条第 1項)
人事院	○	○				
	事務総長					
警察庁	○	○	○	○	○	○
	生活安全局長・交通局長		情報通信局長			
総務庁	○	○	○	○	○	○
			行政監察局長・恩給局長			
法務省			○	○	○	○
			入国管理局長			
外務省	○	○	○	○	○	○
			官房領事移住部長			
国税庁			○	○	○	○
			税務署長			
文部省	○	○	○	○	○	○
	官房長・学長・校長・機関の長・大学入試センター所長・大学評価・学位授与機構長・					
通商産業省	○	○	○	○	○	○
			工業技術院長・地方通商産業局長			
労働省			○	○	○	○
			都道府県労働基準局長・労働基準監督署長・公共職業安定所長			
建設省	○	○	○	○	○	○
	官房長・官庁営繕部長		局長・機関の長・国土地理院長・地方建設局長			

ファイル保有目的外の利用・提供の状況（平成 11 年度）

行政機関名	個人情報ファイルの名称	利用・提供先	根拠区分	備考
総務庁	恩給等受給者データベース	平和祈念事業特別基金	4号	支給要件の確認
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	大蔵省（税関）	3号	関税法違反事件の処理
	外国人登録記録マスタファイル	大蔵省（税関）	3号	関税法違反事件の処理
	日本人出帰国記録マスタファイル	大蔵省（税関）	3号	関税法違反事件の処理
	日本人出帰国記録マスタファイル	外務省	3号	旅券発給事務の処理
外務省	旅券管理マスタファイル	外務大臣官房領事移住部邦人保護課・同邦人特別対策室	2号	邦人保護に係る身元確認
	旅券管理マスタファイル	法務省入国管理局	3号	不正行為の防止
国税庁	納税地等必須情報ファイル	地方公共団体	3号	個人事業税等に係る内部処理簡略化
	納税地等従属情報ファイル	地方公共団体	3号	個人事業税等に係る内部処理簡略化
	所得税確定納税額ファイル	地方公共団体	3号	個人住民税等の課税資料作成
	所得税納税者原簿管理ファイル	地方公共団体	3号	住民税申告書発送関係資料作成
	漢字ファイル	地方公共団体	3号	住民税申告書発送関係資料作成
	課税実績情報ファイル	地方公共団体	3号	個人住民税等の課税資料作成
	源泉徴収義務者ファイル	人事院	3号	職種別民間給与実態調査事業所台帳作成
文部省	学籍管理ファイル（国立大学）	学内	2号	授業料債権管理等
	教務ファイル（国立大学）	学内	2号	奨学金、授業料免除事務処理等
	入学試験ファイル（国立大学）	学内	2号	授業料データ作成等
	患者登録ファイル（国立大学）	学内	2号	学術研究
厚生省	援護年金個人データファイル	国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	1号	処理情報本人の同意
	援護年金受給者データファイル	国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	1号	処理情報本人の同意
	援護年金支払データファイル	国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	1号	処理情報本人の同意
社会保険庁	国民年金現存被保険者ファイル	年金福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	国民年金現存被保険者ファイル	国民年金基金連合会	4号	処理情報の本人の利益
	厚生年金保険喪失被保険者ファイル	年金福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	厚生年金保険喪失被保険者ファイル	厚生年金基金連合会	4号	処理情報の本人の利益
	船員保険被保険者ファイル	年金福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	年金受給権者ファイル	年金福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	年金受給権者ファイル	厚生年金基金連合会	4号	処理情報の本人の利益

	介護保険情報ファイル	地方公務員共済組合連合会	4号	特別徴収対象者の確定
運輸省	二輪自動車検査ファイル	(財)自動車検査登録協力会	4号	処理情報の本人の利益
労働省	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	労働福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	(財)労災ケアセンター	4号	処理情報の本人の利益
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	(財)労災年金福祉協会	4号	処理情報の本人の利益
	雇用保険支給台帳	厚生省(社会保険庁)	3号	併給調整
	高年齢雇用継続給付台帳	厚生省(社会保険庁)	3号	併給調整

注) 根拠区分欄の「1号」は法第9条第2項第1号(本人の同意等)、「2号」は同第2号(内部利用)、「3号」は同第3号(行政機関等への提供)、「4号」は同第4号(統計、

資料 9

個人情報ファイル別開示請求の状況

保有機関	個人情報ファイルの名称	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
警察庁	運転者管理ファイル	1	2	1	3			1			1
警察庁	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル					1					
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	123	402	435	387	396	460	484	486	501	499
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	14	48	53	52	60	130	170	205	243	300
司法試験管理委員会	司法試験第二次試験ファイル						6	5	3	3	3
外務省	旅券管理マスタファイル		1								
国税庁	税理士名簿ファイル						1			1	
国税庁	所得税確定納税額ファイル		1				1				
国税庁	所得税納税者原簿管理ファイル		1				1				
国税庁	みなし法人課税選択者ファイル						1				
国税庁	消費税届出履歴ファイル										1
国税庁	消費税申告・決議事績ファイル										1
国税庁	消費税中間申告事績ファイル										1
国税庁	漢字ファイル		1				1				
国税庁	消費税ファイル						1				
国税庁	相続税及び贈与税の納税猶予対象者ファ		1								
国税庁	相続税及び贈与税の納税猶予対象特例農地等ファイル		1								
国税庁	債権管理ファイル		2				1				
国税庁	債権管理あて名ファイル						1				
国税庁	延納あて名ファイル						1				
国税庁	未到来債権管理ファイル						1				
国税庁	源泉徴収義務者ファイル		2				1			1	
	計	138	462	489	442	457	607	660	694	752	803

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和 63 年 12 月 16 日法律第 95 号）

改正 平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号
平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）
- 第 2 章 個人情報の電子計算機処理（第 4 条 - 第 12 条）
- 第 3 章 処理情報の開示及び訂正等（第 13 条 - 第 19 条）
- 第 4 章 雑則（第 20 条 - 第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（これらの機関のうち口の政令で定める特別の機関が置かれる機関にあつては、当該特別の機関を除く。）並びに法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに国家行政組織法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの
- 二 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- 三 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又

は文書図画の内容を記録するための処理その他の政令で定める処理を除く。

- 四 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であつて、電子計算機処理を行うため磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気テープ等」という。）に記録されたものをいう。
- 五 処理情報 個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。
- 六 処理情報の本人 処理情報において識別される個人のうち、電子計算機処理上他の個人の氏名、生年月日その他の記述又は他の個人別に付された番号、記号その他の符号によらないで検索し得るものをいう。

（適用除外）

第 3 条 統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報並びに統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によつて得られた個人情報については、この法律の規定は、適用しない。

第 2 章 個人情報の電子計算機処理

（個人情報ファイルの保有）

- 第 4 条 行政機関は、個人情報ファイルを保有する（自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理することをいい、個人情報の電子計算機処理の全部又は一部を他に委託してする場合を含み、他からその委託を受けてする場合を含まない。以下同じ。）に当たつては、法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならない。
- 2 個人情報ファイルに記録される項目（以下「ファイル記録項目」という。）の範囲及び処理情報の本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「ファイル記録範囲」という。）は、前項の規定により特定された個人情報ファイルを保有する目的（以下「ファイル保有目的」という。）を達成するため必要な限度を超えないものでなければならない。

（個人情報の安全確保等）

第 5 条 行政機関が個人情報の電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気テープ等の保管（以下「個人情報の電子計算機処理等」という。）を行うに当たつては、当該行政機関の長（第 2 条第 1 号口の政令で定める特別の機関にあつては、その

機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

- 2 個人情報ファイルを保有する行政機関(以下「保有機関」という。)の長は、ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

- 第6条 行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 保有機関の名称及び個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 ファイル保有目的
- 四 ファイル記録項目及びファイル記録範囲
- 五 処理情報の収集方法
- 六 処理情報を保有機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 七 次条第1項の規定により個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイル(第13条第1項ただし書に掲げるもの及び第19条の規定により全部の処理情報について第13条第1項本文の規定が適用されないこととなるものを除く。)にあつては、第13条第1項本文の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 八 次条第2項の規定に基づきファイル記録項目の一部若しくは第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は同条第3項の規定に基づき個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- 九 第13条第1項ただし書に該当するため同項本文の請求ができない個人情報ファイルにあつては、その旨
- 十 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるとき、又は第13条第1項本文の規定が適用される処理情報についてその内容の全部若しくは一部の訂正、追加若しくは削除(以下「訂正等」という。)に関し特別の手続が定められているときは、そ

の旨及び当該法律又は命令の名称

- 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている処理情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、そのファイル保有目的、ファイル記録項目及びファイル記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 六 1年以内に消去することとなる処理情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する処理情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 八 職員が単独で作成する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら自己の職務の遂行のために保有機関の内部で使用するもの
 - 九 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら当該学術研究の目的のために使用するもの
 - 十 処理情報の本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルであつて、処理情報を保有機関以外の者に提供することが予定されていないもの
 - 十一 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 保有機関の長(第2条第1号口の政令で定める特別の機関にあつては、第5条第1項の政令で定める者をいう。以下同じ。)は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該保有機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第10号に該当するに至つたときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び閲覧)

第7条 保有機関の長は、政令で定めるところにより、当該保有機関が保有している個人情報ファイル（前条第2項各号に掲げるものを除く。）について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、ファイル記録項目の一部又は前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、そのファイル記録項目の一部又は事項を記載しないことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号に掲げる事務のいずれかに使用される個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、これを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
 - 一 犯罪の予防に関する事務
 - 二 国際捜査共助に関する事務
 - 三 勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事務
 - 四 出入国の管理若しくは難民の認定又は査証に関する事務
 - 五 租税の賦課又は徴収に関する事務
 - 六 前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

（個人情報ファイルの公示）

第8条 総務大臣は、第6条第1項の規定による通知を受けた個人情報ファイルについて、少なくとも毎年1回、同項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項を官報で公示するものとする。ただし、同条第3項の規定による通知があつた個人情報ファイルについては、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は事項の公示をしないものとする。
 - 一 前条第2項の規定に基づきファイル記録項目の一部又は第6条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととされた個人情報ファイル 当該記載しないこととされたファイル記録項目の一部又は事項
 - 二 前条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に掲載しないこととされた個人情報ファイル 前項に規定する事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、総務大臣は、前回の公示後、第6条第1項の規定による変更する事項の通知がないときは、その個人情報ファ

イルについては、第1項の規定による公示をしないことができる。

- 4 総務大臣は、第1項の規定による公示を行つた個人情報ファイルについて、前回の公示後、第6条第3項の規定による通知を受けたときは、第1項の規定による公示の際当該通知の内容を併せて公示するものとする。

（処理情報の利用及び提供の制限）

第9条 処理情報は、法律の規定に基づき、保有機関の内部において利用し、又は保有機関以外の者に提供しなければならないときを除き、ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ファイル保有目的以外の目的のために処理情報を利用し、又は提供することができる。ただし、処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 処理情報の本人の同意があるとき、又は処理情報の本人に提供するとき。
- 二 保有機関が法律の定める所掌事務の遂行に必要な限度で処理情報を内部で利用する場合であつて、当該処理情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 保有機関以外の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）に処理情報を提供する場合において、処理情報の提供を受ける者（以下「受領者」という。）が、法律の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で処理情報を使用し、かつ、当該処理情報を使用することについて相当な理由のあるとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提供するとき、処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるときその他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

- 3 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 保有機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、処理情報のファイル保有目的以外の目的のための保有機関の内部における利用を特定の部局又は機関に

限るものとする。

(受領者に対する措置要求)

- 第10条 保有機関の長は、前条第2項の規定に基づき、処理情報を同項第3号又は第4号に掲げる者に提供する場合において、必要があると認めるときは、受領者に対し、提供に係る処理情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。
- 2 前項の規定により、前条第2項第3号に掲げる者に対し制限を付し、又は必要な措置を講ずることを求めるに当たっては、保有機関の長は、これらの者の事務又は業務の遂行を不当に阻害することのないよう留意するものとする。

(個人情報の電子計算機処理等の受託者の責務)

- 第11条 第5条第1項の規定は、行政機関から個人情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報の電子計算機処理等に従事する者の義務)

- 第12条 個人情報の電子計算機処理等を行う行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 処理情報の開示及び訂正等

(処理情報の開示)

- 第13条 何人も、保有機関の長に対し、自己を処理情報の本人とする処理情報(個人情報ファイル簿に掲載されていない個人情報ファイルに記載されているもの及び第7条第2項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされたファイル記録項目を除く。)について、書面により、その開示(処理情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校における成績の評価又は入学者の選抜に関する事項を記録する個人情報ファイル、病院、診療所又は助産所における診療に関する事項を記録する個人情報ファイル及び刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、この限りでない。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 3 保有機関の長は、開示請求があつたときは、次条第1項に掲げる場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、書

面により、当該開示請求に係る処理情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(処理情報の不開示)

- 第14条 保有機関の長は、開示請求に係る処理情報について開示をすることにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合には、当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。
- 一 次に掲げる事務のいずれかの適正な遂行に支障を及ぼすこと。
- イ 第7条第3項第1号から第5号までに掲げる事務
- ロ 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務
- ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務
- ニ 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務
- ホ イからニまでに掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務
- 二 処理情報が第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。
- 三 個人の生命、身体、財産その他の利益を害すること。
- 2 保有機関の長は、前項の規定に基づき処理情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をしたときは、その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。

(開示等の期限)

- 第15条 第13条第3項の開示又は不開示決定(以下この条において「開示等」という。)は、開示請求を受理した日から起算して30日以内にしなければならない。
- 2 保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示等をする事ができないときは、開示等をする事ができるに至つた後遅滞なくこれをすれば足りる。この場合において、保有機関の長は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等をする事ができない理由及び開示等の期限を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、第1項に規定する期間内(前項の規定により開示等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで)に開示等がなされないときは、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(手数料等)

- 第16条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
- 2 開示請求をする者は、政令で定める場合を除き、前項の手数料のほか郵送料を納付して、第13条第3項の書面の送付を請求することができる。

(処理情報の訂正等)

- 第17条 保有機関の長は、第13条第3項の規定による開示を受けた者から、書面により、開示に係る処理情報の訂正等の申出があつたときは、申出に係る処理情報の内容の訂正等に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、ファイル保有目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面で通知するものとする。
- 2 前項の規定に基づき訂正等の申出をした者は、同項の通知の内容に不服があるときは、保有機関の長に対し、再調査の申出をすることができる。
- 3 第1項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

(政令への委任)

- 第18条 第13条第1項、第14条第2項、第15条第2項及び前条第1項の書面の記載事項、第13条第2項の規定による法定代理人の開示請求に必要な書類、開示請求者が開示請求に係る処理情報の本人であることを確認するために必要な手續その他開示請求、開示の方法及び処理情報の訂正等に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の法律との関係)

- 第19条 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載されこれらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるときは、当該全部又は一部の処理情報については、第13条第1項本文の規定を適用しない。

第4章 雑則

(苦情処理)

- 第20条 保有機関の長は、処理情報の利用、提供若しくは開示又は処理情報の訂正等の申出に係る苦情その他処理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

- 第21条 総務大臣は、行政機関における個人情報の電子計算機処理等に関する事務の実施状況について必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

- 第22条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関し、行政機関の長に対し意見を述べることができる。

(権限又は事務の委任)

- 第23条 保有機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、第9条第2項、第10条第1項、第13条、第14条、第15条第2項及び第17条第1項に規定する権限又は事務を当該保有機関の職員に委任することができる。

(政令への委任)

- 第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

- 第25条 偽りその他不正の手段により、第13条第3項の規定による開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の施策)

- 第26条 地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(独立行政法人及び特殊法人の講ずる措置)

- 第27条 独立行政法人及び特殊法人は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第3章及び第23条(同条中第9条第2項及び第10条第1項に係る部分を除く。)の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本文の規定は、平成元年政令第259号で同年10月1日から施行。ただし書の規定は、平成2年政令第241号で同年10月1日から施行。)

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての第6条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「保有しようとする」とあるのは「保有する」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」と、第8条第1項中「少なくとも毎年1回」とあるのは「当該通知を受けた後遅滞なく」とする。

第3条 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律(昭和63年法律第96号。以下「改正統計法」という。)附則第2条第1項に規定する既存統計報告(同条第3項の規定により既存統計報告とみなされたものを含む。)については、この法律の施行の日から起算して1年を経過するまでの間は、この法律の規定は、適用しない。この場合における前条の規定の適用については、「この法律の施行後遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して1年を経過した後遅滞なく」とする。

2 改正統計法附則第2条第1項の規定による届出のあつた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)については、この法律の規定は、適用しない。

附 則(平成11年12月8日法律第151号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。〔後略〕

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄
(施行期日)

第1条 この法律(〔中略〕)は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律施行令 (平成元年9月13日政令第260号)

改正 平成2年8月10日政令第242号
平成6年3月18日政令第51号
平成8年6月14日政令第175号
平成9年3月28日政令第84号
平成12年6月7日政令第304号

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律施行令をここに公布する。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律施行令

内閣は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）第2条第1号口及び第3号、第5条第1項、第6条第1項第11号並びに第2項第10号及び第11号、第7条第1項及び第3項第6号、第23条並びに第24条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第2条第1号口の政令で定める特別の機関）

第1条 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第1号口の政令で定める特別の機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 警察庁
- 二 検察庁

（法第2条第3号の政令で定める処理）

第2条 法第2条第3号の政令で定める処理は、次に掲げる処理とする。

- 一 専ら文章を作成するための処理
- 二 専ら文書図画の内容を記録するための処理
- 三 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- 四 専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

（法第5条第1項の政令で定める者）

第3条 法第5条第1項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあっては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあっては、検事総長
- 三 高等検察庁にあっては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあっては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第4条 法第6条第1項第11号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月

日

二 その他参考となるべき事項

- 2 法第6条第1項の規定により通知した事項を変更しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、当該変更の予定年月日を通知しなければならない。

（法第6条第2項第10号の政令で定める数）
第5条 法第6条第2項第10号の政令で定める数は、1,000人とする。

（法第6条第2項第11号の政令で定める個人情報ファイル）

第6条 法第6条第2項第11号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関若しくは行政機関の長の任命に係る者、国以外のもののために労務に服する者であって行政機関が雇い入れる者若しくは行政機関若しくは行政機関の長から一年以上にわたり専ら従事すべきものとして委託された事務に従事する者又はこれらの者であった者

ロ 法第6条第2項第3号又はイに掲げる者の被扶養者（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第2条第1項第2号に規定する被扶養者又はこれに相当する者をいう。）又は遺族（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第16条第1項に規定する遺族又はこれに相当する者をいう。）

- 二 法第6条第2項第3号、前号イ又は同号ロのうちいずれか2以上の規定に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

三 処理情報の本人の数が前条に規定する数に満たない個人情報ファイルであって、処理情報を法第9条第2項第3号に掲げる者のうち保有機関の長の監督を受けるもの以外の者に提供することが予定されていないもの

（個人情報ファイル簿の作成及び閲覧）

第7条 保有機関の長は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、法第7条の規定による個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、保有機関が保有して

いる個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

- 3 保有機関の長は、個人情報ファイル簿を作成した後、新たに個人情報ファイル（法第6条第2項各号に掲げるもの及び法第7条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載されないこととなるものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しなければならない。
- 4 保有機関の長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 5 保有機関の長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第6条第2項第10号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 6 保有機関の長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、これを一般の閲覧に供するため、遅滞なく、当該個人情報ファイル簿の閲覧所を設けるとともに、当該閲覧所の場所を官報で公示しなければならない。公示した閲覧所の場所を変更したときも、同様とする。
- 7 保有機関の長は、個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織又は法第6条第1項第7号に規定する組織の事務所において、個人情報ファイル簿の全部又は一部の写しを一般の閲覧に供するよう努めるものとする。

（法第7条第3項第6号の政令で定める事務）

- 第8条 法第7条第3項第6号の政令で定める事務は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）その他の法令の規定により逮捕されその他身体の拘束を受けた者の収容又は留置に関する事務（法第7条第3項第3号に掲げるもの及び出入国の管理に関するものを除く。）とする。

（法第13条第1項の書面の記載事項等）

- 第9条 法第13条第1項の書面（同条第2項において法定代理人が開示請求をする場合におけるものを含む。第15条第2項において同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 開示請求の年月日
 - 二 開示請求をする者の氏名及び住所
 - 三 開示請求に係る個人情報ファイルの名称
 - 四 開示請求に係るファイル記録項目
 - 五 処理情報の本人の氏名（第2号に掲げる氏名と異なる場合に限り。）生年月日及び性別
 - 六 氏名、生年月日及び性別のみでは処理情報の本人を検索することが困難であるものとして保有機関の長が指定する個人情報ファイルにあっては、処理情報の本人の検索に資するためのものとして保有機関の長が指定

して官報に公示した符号又は記述

- 2 個人情報ファイルのうち、一定の期間ごと、物ごと又はその他の事項ごとに分別して構成されているものについて開示請求をする場合にあっては、当該期間、物又はその他の事項の一部を指示して処理情報の一部のみの開示請求をすることを妨げない。

（法定代理人の開示請求に必要な書類等）

- 第10条 法第13条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合にあっては、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を保有機関の長（法第23条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次項、次条第1項及び第16条第2項において同じ。）に提出しなければならない。
- 2 開示請求をした法定代理人は、開示又は不開示決定（第14条において「開示等」という。）の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を当該開示請求を受理した保有機関の長に届け出なければならない。

（処理情報の本人であることの確認に必要な手続等）

- 第11条 保有機関の長は、開示をするに当たり、自己を処理情報の本人とする処理情報に係る開示請求者に対し、次に掲げる書類のいずれかであって、その者の氏名が記載されているものの提示を求めなければならない。ただし、当該開示請求者が、法第16条第2項の規定により法第13条第3項の書面の送付を請求している場合においては、次に掲げる書類のいずれかであって住所が記載されているもの、住民票の写し若しくは住民票に記載をした事項に関する証明書（住所が記載されているものに限り。）又はこれらの書類を複写機により複写したものにより当該開示請求者の住所が真正であることを確認した上、当該住所に送付することをもって足りる。

- 一 運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該開示請求者が処理情報の本人であることを確認するに足りるもの
- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求者が処理情報の本人であることを確認するため保有機関の長が適当と認める書類

- 2 前項の規定は、法第13条第2項の規定による開示請求者に対し開示をする場合に準用する。この場合において、前項中「自己を処理情報の本人とする処理情報に係る」とあるのは「法定代理人である」と、同項各号中「処理情報の本人である」とあるのは「人違いでない」と読み替えるものとする。

(法第14条第1項第1号ホの政令で定める事務)

第12条 法第14条第1項第1号ホの政令で定める事務は、第8条に掲げる事務とする。

(法第14条第2項の書面の記載事項)

第13条 法第14条第2項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開示請求者の氏名
- 二 開示請求を受理した年月日
- 三 開示請求に係る個人情報ファイルの名称
- 四 法定代理人が開示請求者である場合あっては、当該開示請求に係る処理情報の本人の氏名
- 五 処理情報の全部又は一部について開示をしない旨及びその理由
- 六 決定に不服があるときは、不服申立てをすることができる旨

(法第15条第2項の書面の記載事項)

第14条 法第15条第2項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開示請求者の氏名
- 二 開示請求を受理した年月日
- 三 開示請求に係る個人情報ファイルの名称
- 四 法定代理人が開示請求者である場合あっては、当該開示請求に係る処理情報の本人の氏名
- 五 法第15条第1項に規定する期間内に開示等を行うことができない理由
- 六 開示等の期限

(手数料等)

第15条 法第16条第1項の手数料の額は、1個人情報ファイルにつき処理情報の本人1人当たり1回260円とする。

- 2 前項の手数料は、法第13条第1項の書面に手数料の額に相当する額の収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、印紙による納付が適当でないものとして保有機関の長が指定して官報に公示した個人情報ファイルについては、この限りでない。
- 3 法第16条第2項の郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(法第17条第1項の書面の記載事項等)

第16条 法第17条第1項に規定する処理情報の訂正等の申出をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 訂正等の申出の年月日
 - 二 訂正等の申出をする者の氏名及び住所
 - 三 訂正等の申出に係る個人情報ファイルの名称
 - 四 訂正等の申出に係るファイル記録項目及び申出の内容
 - 五 開示を受けた年月日
- 2 訂正等の申出をする者は、当該申出に関し参

考となる資料を保有機関の長に提出することができる。

3 法第17条第1項に規定する調査の結果を通知する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 訂正等の申出をした者の氏名
- 二 訂正等の申出に係る個人情報ファイルの名称
- 三 調査結果の内容
- 四 調査結果の内容に不服があるときは、再調査の申出をすることができる旨

(再調査の申出をする書面の記載事項等)

第17条 法第17条第3項において準用する同条第1項の書面で同条第2項の再調査の申出をするものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 再調査の申出の年月日
- 二 再調査の申出をする者の氏名及び住所
- 三 再調査の申出に係る個人情報ファイルの名称
- 四 調査結果に対する不服の内容
- 五 調査結果の通知を受けた年月日

2 再調査の申出をする者は、当該申出に関し参考となる資料を保有機関の長に提出することができる。

3 法第17条第3項において準用する同条第1項の書面で同条第2項の再調査の結果を通知するものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 再調査の申出をした者の氏名
- 二 再調査の申出に係る個人情報ファイルの名称
- 三 再調査の結果の内容

(権限又は事務の委任)

第18条 保有機関の長(第三条に規定する者を除く。)は、法第二十三条の規定により、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局長、宮内庁法第三条第一項の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第二項の機関の長若しくは同法第十七条第一項の地方支分部局の長又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事

務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局若しくは部の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第九条第二項、第十条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第二項及び第十七条第一項に規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

- 2 警察庁長官は、法第23条の規定により、警察法（昭和29年法律第162号）第20条第1項若しくは第3項、第27条第3項、第28条第3項、第29条第3項、第31条第1項又は第33条第2項に規定する者に前項に規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。
- 3 保有機関の長は、前2項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この政令は、法の施行の日（平成元年10月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条 この政令の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルに関する第7条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この政令の施行後遅滞なく」とする。

附 則（平成2年8月10日政令第242号）

この政令は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の一部の施行の日（平成2年10月1日）から施行する。

附 則（平成6年3月18日政令第51号）

この政令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月14日政令第175号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日政令第84号）抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月7日政令第304号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。（後略）